

# 会 議 録

会議名称		平成22年度第1回 八尾市個人情報保護審議会	
開催日時		平成22年7月9日(金) 午後2時00分～3時55分	
開催場所		市役所本館 8階 第2委員会室	
出席者	委員	金谷会長 澤野副会長 小池委員 柏木委員 小林委員 天正委員 佐藤委員 東委員 山本委員	
	事務局	村上理事 浅川次長 中西室長 式室長 辻本係長 大久保副主査 平峰非常勤嘱託	
	実施機関	市民税課 住宅管理課 保健推進課 交通対策課 教育政策課 生涯学習スポーツ課	川野課長補佐、日黒係長 仲村課長補佐、福谷係長 井上課長補佐、須釜係長 柏原課長補佐、黒田係長 植田課長補佐 宮田課長補佐
	欠席者(委員)	荒木委員	
傍聴者		なし	
配布資料	事前	審議会資料	
	当日	個人情報保護事務の手引	
会議次第		1. 審議 I 実施機関からの諮問について II 実施機関からの報告事項について	

## 審議項目

### 1) 諮問事項

1. 国税データ連携(確定申告書電子データ連携)による新たな電子計算機処理の追加について
2. 市営住宅の入居者及び入居予定者の暴力団員該当性の照会事務を電子データで行うことについて
3. 市営住宅入居者台帳届出遺漏確認事務について

### 2) 報告事項

1. 健康日本21 八尾第2期計画及び(仮称)八尾市食育推進計画策定に係る市民アンケートの実施について
2. 指定管理者が管理運営する近鉄山本駅東自転車駐車場および八尾シティネット株式会社が管理運営する近鉄八尾駅東自転車駐車場・JR志紀駅南自転車駐車場の防犯カメラシステムの設置・運用について
3. 学校納付金徴収・送金のFD処理の変更について
4. (仮称)八尾市生涯学習スポーツ振興計画市民意識調査について

## 審議状況（審議経過）

### 諮問事項 1 国税データ連携（確定申告書電子データ連携）による新たな電子計算機処理の追加について

#### 「事務・事業の内容」

この案件は、国税とのデータ連携（確定申告書電子データ連携）による新たな電子計算機処理の追加を行うもので、条例第8条第1項（電子計算機処理）に該当する。

これまで確定申告書については、市民税課職員が税務署に一定期間の間赴き、住民税用資料（「マル住」）を持ち帰り、課税する方法で行っていたが、地方税法の改正に伴い、平成23年1月より所得税の課税資料、つまり確定申告書のデータが電子的に送付されるようになる。

データについては、eLTAXシステムを通じて行う。本来eLTAXは納税者などがパソコンを通じて地方税の手続きを行うシステムだが、今回は住民税公的年金特別徴収事務に追加して、国税庁からのデータ受信機能に限定して利用する。

課税対象者は、約53,000人と想定され、課税処理が行えないと重大な影響が出てくるため、eLTAXシステムの利用が必要となる。

利用時期は、平成23年1月を予定しており、情報の収集方法としては、国税庁から確定申告書のデータを経由機関である地方税電子化協議会を経由して、eLTAXシステムを通じて受け取る。データはMOに保存し、情報システム室に持参しホストコンピュータに取り込む。一部データの取り込みができない部分は、紙出力のうえ、パンチ入力にてホストコンピュータに取り込む。

個人情報保護等のセキュリティ対策としては、回線はLWANを利用し、eLTAXシステム用端末については庁内LANには接続せず、またパスワードによる従事者制限を行う。また専用端末とホストコンピュータとのデータのやりとりについては、データ取込みできるものはMOで、取り込みできないものはパンチで行う。MO及び出力帳票については鍵付きロッカーに保管し、不要になった帳票は裁断破棄する。

#### 「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 実施機関からの補足説明

- ・すべて電子データで送られてくるようになるので、電子データでの連携ができなければ課税業務ができなくなり、歳入業務に支障が出る。

ウ 委員の質問・意見

- ・情報の一部データ取り込みできない部分についてはパンチ入力するとあるが、どういう場合か。
- ・写真も電子データ化するのでコンピュータ処理を伴うということか。
- ・セキュリティは厳重になるのか。
- ・繋がるのは市民税課のみか。
- ・総背番号制との関連性はないのか。
- ・家にMOを持ち帰り作業するというものがないように注意してもらいたい。

エ 実施機関の説明

- ・自宅のパソコンで確定申告する場合や、八尾税務署で電子データ入力する分についてはデータ取り込みができるが、紙申告をされた場合は、電子データがないので、画像データとして取り込ん

で、プリントアウトし、パンチャーが処理することになる。

- ・申告はデータ45%、紙55%できている。幾分の事務軽減にはなると思うが、写真出力分は今までと変わりなく、添付資料が必要なので別途税務署に行く必要がある。
- ・資料はロッカーに保管し、2つ鍵がある。データ保管も鍵の保管などダブルチェックをしている。
- ・取り扱うのは、市民税課だけである。
- ・今のところ総背番号制との関連性はない。

## 「結論」

諮問事項1について、審議会は承認。

## **諮問事項2** 市営住宅の入居者及び入居予定者の暴力団員該当性の照会事務を電子データで行うことについて

### 「事務・事業の内容」

この案件は、報告事項として平成22年3月26日開催の個人情報保護審議会に報告したものであるが、大阪府警察本部から電子データでの照会を求められたため、今回改めて諮問するものである。

八尾市営住宅条例により大阪府警察本部に対して、市営住宅入居者及び入居予定者の暴力団員該当性を文書又は電子データ（FD媒体）で照会を行うもので、条例第8条第1項（電子計算機処理）に該当する。

個人情報の利用項目は、氏名、生年月日、本籍地、性別、暴力団員該当性で、対象者・件数は、市営住宅の入居予定者で、年間約60人程度である。

セキュリティ対策としては、データ入力したファイルにはパスワードを設定する。また、データはFDに保存し、施錠したケースに入れ、八尾警察署に職員が持参する。

### 「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 実施機関からの補足説明

- ・利用項目は氏名、生年月日、性別のみであり、本籍地は、データを照合して入居者及び入居予定者で暴力団員の可能性がある者が出てきた場合に、同姓同名の別人である場合を除き同一人物であることを特定するために使うものである。

ウ 委員の質問・意見

- ・データで照会してくださいということか。
- ・入居予定者というのは具体的に誰か。
- ・既に入居している人に照会をかけることはあるか。
- ・誓約書は、入居決定者に書いてもらうのか。
- ・入居時には暴力団員でなかった場合や、入居後に暴力団員だと判明した場合はどうするのか。
- ・いままで照会の例はあるのか。
- ・入居者全員に照会をかけるのか。
- ・常時、照会するのはどうかと思うが。

エ 実施機関の説明

- ・20件を超えるものはデータにするよう依頼された。
- ・入居予定者とは、新たに募集したときの当選者とその同居予定者である。

- ・既に入居している者がいて、同居人が入ってきた時や、主な入居者が転出し入居承継手続きをするときは照会をかける。
- ・誓約書は当選者に書いてもらい、入居が確定してから入居承認を出すことになる。暴力団かどうかなどは、本人には聴かない。
- ・暴力団員は入居資格がないため、入居できないか、既に入居している場合は退去となる。
- ・まだ照会事例はない。
- ・18歳以下と80歳以上は照会をかけない。
- ・入居後も入居の承継などの時にする。情報が入れば照会するケースもある。

## 「結論」

諮問事項2について、審議会は承認。

## 「諮問事項3」 市営住宅入居者台帳届出遺漏確認事務について

### 「事務・事業の内容」

この案件は、市営住宅入居者台帳の届出遺漏の確認を行うもので、条例第8条第1項（電子計算機処理）に該当する。

市営住宅に住民票を異動した場合、入居の承認には一定の要件があることから、改めて住宅管理課に同居承認申請等の手続きを行い、入居者台帳の登録が必要となるが、自動的に手続きがされるものとの誤解により、手続きが遺漏している場合がある。

住民票の記載内容と入居台帳の内容に相違があると申告書送付時などに住宅管理上支障が生じるため、必要な時期に宛名マスターと随時照合を行い、届出の遺漏がないか確認を行う。

個人情報の利用項目は、氏名、生年月日、住所、世帯主名、続柄で、対象者数・件数は、年に1回、3,100名程度を想定している。

### 「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 実施機関からの補足説明

- ・入居台帳と住民票とで齟齬があると修正する必要があるために行う事務である。

ウ 委員の質問・意見

- ・入居台帳の電算処理とは何をするのか。
- ・市民課と連動していないのか。
- ・突き合せないと自動的にとはならないということか。
- ・マッチングさせて、入居者台帳と人数があわないときにチェックするのか。
- ・世帯収入で家賃が決定されるということだが、子どもが働き出したりして収入が変わるとどうなるのか。
- ・住宅は世帯全体の収入で家賃が算定されるという話だが、給料が高い人が台帳上では入居の届けがない場合はどうなるのか。
- ・セキュリティ対策だが、カギのかかるキャビネットで保管するということか。

エ 実施機関の説明

- ・電算処理するというより、乖離、齟齬がないか調べたいということである。

- ・連動していないので、入居届が要る。
- ・台帳に載っている人であれば、収入があるようになった場合でも、収入申告をしてもらえばよい。
- ・入居の届けがない人でも住民票上での住所地が市営住宅であれば、今回の作業でアンマッチとして出てくることになる。
- ・アンマッチリストは鍵のかかるキャビネットに保管する。

オ その他（事務局等）

- ・ワンストップサービスの観点からも、同じ市の中であれば個人情報を連動させてもよいのではないかという議論があるが、個人情報であることから情報を連動するには本人に承諾をもらう必要があるのではないかという懸念もある。

## 「結論」

諮問事項3について、審議会は承認。

## **報告事項 1** 健康日本 21 八尾第 2 期計画及び(仮称)八尾市食育推進計画策定に係る市民アンケートの実施について

### **「事務・事業の内容」**

この案件は、保健推進課所管の「健康日本 21 八尾第 2 期計画及び(仮称)八尾市食育推進計画策定に係る市民アンケート」についての報告で、条例第 8 条第 1 項の表 4 類型 5 に該当する。

平成 22 年度は、平成 15 年度に策定した「健康日本 21 八尾計画」の評価年度であり、計画に挙げた各目標値をアンケート調査により定量的・定性的に評価をすることで、健康日本 21 八尾第 2 期計画及び(仮称)八尾市食育推進計画の策定に反映する予定である。そのため、電子計算機を用いて、住民基本台帳マスター及び外国人登録マスターから無作為にアンケート送付対象者を抽出し、アンケート送付用宛て名ラベルを作成する。

個人情報の利用項目は、住所、氏名（通名）、生年月日及び性別で、対象者及び件数としては、市内在住の満 16～19 歳の男女 1,000 名（内外国人 26 人）及び市内在住の満 20 歳代・30 歳代・40 歳代・50 歳代・60 歳代・70 歳代以降の男女 6,000 名（内外国人 156 名）の計男女 7,000 名（内外国人 182 名）である。

電子計算機に記録されている住民基本台帳及び外国人登録を電算処理することにより、正確かつ迅速に対象者の抽出を行うことで、本調査業務の効率的な実施を図る。

処理形態としては、電子計算機に記録されている住民基本台帳マスター及び外国人登録マスターから抽出プログラムを用いて、宛名シールを出力する。なお出力条件については、各年代・男女別・小学校区別に無作為抽出する。利用開始時期は、平成 22 年 7 月上旬を予定している。

セキュリティ対策としては、出力された帳票の管理については万全を期し、施錠して保管庫に保管する。作業日当日に庁舎内の特定作業所にて宛名シールを委託業者に手渡し、職員立会いのもと委託業者が貼付作業を行う。封入封緘等にかかる委託に際しては、別添の「委託業務契約書」に個人情報保護に関する条項を盛り込み、八尾市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、取扱には万全を期すよう指示し、封入封緘後は市より対象者に発送する。

なお、返送された回答については市で開封作業を行い、記名がないか、調査票以外の書類等が入っていないか等チェックし、委託事業者に調査票のみを手渡し集計させる。

### **「審議の要点・審議会の意見等」**

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 実施機関からの補足説明

- ・審議会資料において、利用しようとする情報（記録項目）の（1）情報の収集方法についての記載で、「うち外国人 182 件」が正しく、記載に誤りがあり申しわけない。

ウ 委員の質問・意見

- ・「市民アンケート、新規施策の対象者把握等のため送付用宛て名ラベル等を作成する業務」にあたる報告か。
- ・対象者・件数は各年代 1,000 名ずつ、男女も各年代 500 人ずつか。今後は明確に記載をするように、事務局も注意をお願いする。
- ・契約書の 8 条では、再委託先を個人情報保護条例で縛れないので、一文入れてはどうか。

エ 実施機関の説明

- ・対象者、件数は各年代 1,000 名ずつ、男女も各年代 500 人ずつである。

- ・再委託の様式があり、その中に条例の遵守について記載を行う。

## 「結論」

報告事項1について、審議会への報告は終了。

## 報告事項2

### 指定管理者が管理運営する近鉄山本駅東自転車駐車場および八尾シテイネット株式会社が管理運営する近鉄八尾駅東自転車駐車場・JR志紀駅南自転車駐車場の防犯カメラシステムの設置・運用について

#### 「事務・事業の内容」

この案件は、交通対策課所管の「指定管理者が管理運営する近鉄山本駅東自転車駐車場および八尾シテイネット株式会社が管理運営する近鉄八尾駅東自転車駐車場・JR志紀駅南自転車駐車場の防犯カメラシステムの設置・運用について」の報告である。

3施設内の犯罪被害等の発生防止、安全管理を目的とし、自転車駐車場出入口および場内に防犯カメラの設置を行い、監視機能の充実を図り防犯カメラによる抑止力を活用し、犯罪・迷惑行為を未然に防止する目的で、八尾警察との協議を経て防犯カメラシステムの設置を行い、4月1日より駐車場内での運用を開始したため報告するものである。

個人情報の利用項目としては、自転車駐車場内と利用者の画像である。対象者及び件数としては、自転車駐車場の利用者、「近鉄山本駅東自転車駐車場（収容定数：2024台）」、「近鉄八尾駅東自転車駐車場（収容定数：1194台）」、「JR志紀駅南自転車駐車場（収容定数：1018台）」で、3施設場内に防犯カメラを各11台ずつ設置している。

利用開始時期は、平成22年4月1日からである。

セキュリティ対策としては、近鉄山本駅東自転車駐車場においては、「近鉄山本駅東自転車駐車場の防犯カメラに関する管理運用要綱」を、近鉄八尾駅東自転車駐車場とJR志紀駅南自転車駐車場においては、「八尾市内自転車駐車場防犯カメラ設置及び管理運用に関する要綱」を定め、適正な管理運営を図り、個人情報保護に努めている。

#### 「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 実施機関からの補足説明

- ・市営の自転車駐車場は3施設あり、うちJR久宝寺と志紀には防犯カメラは既に設置済みである。

ウ 事務局からの補足説明

- ・18年7月に行われた審議会において、防犯カメラの映像は、ハードディスクに保存はするものの写真をとることと同じようなものであることから、電算処理とは考えない旨判断されており、防犯カメラを設置する場合には個人情報の取扱事務として審議会への報告事項となっている。

エ 委員の質問・意見

- ・既に2箇所防犯カメラを設置しているということだが、管理運営要綱は今回のものと同じなのか。
- ・他の自転車駐車場の状況はどうか。
- ・民間施設は、つけている所も多いのでご配慮願いたい。
- ・プライバシーに関わることなので、設置は慎重に願います。
- ・収集したデータの利用方法が大事だ。

#### オ 実施機関の説明

- ・設置済みの2箇所と今回のものと、管理運営要綱は同じである。
- ・23箇所あり、その内市営は3つ、シティネットは今回の2つ、財団法人自転車駐車場整備センターは2つあり、すでに設置されている。シティネット分は今後もつけたいが、補助金がないので今のところ考えていない。

#### 「結論」

報告事項2について、審議会への報告は終了。

### 報告事項3 学校納付金徴収・送金のFD処理の変更について

#### 「事務・事業の内容」

この案件は、教育政策課所管の「学校納付金徴収・送金のFD処理の変更」についての報告で、条例第8条第1項の表4類型4に該当する報告である。

現在、学校納付金の徴収及び送金については、保護者口座から学校園口座への振替により処理を行っている。これらの事務処理については、取扱金融機関および学校の事務改善および簡素化のため、平成16年度に当時の八尾市電子計算機処理管理運営委員会及び八尾市個人情報保護審議会において、ご承認頂き、実施している。

この度、取扱金融機関のひとつである大阪信用金庫から、現行の処理方法から大阪信用金庫が開発したFD作成処理ソフトを使用して欲しいとの申し出があり、このソフトを使用することによって、当該金融機関を利用する学校園は、利便性の向上にもつながるため、このソフトを採用する予定である。

よって、処理方法がこれまでと変更となるため報告するものである。

個人情報の利用項目は、学年、組、氏名、性別、金融機関、支店、預金種別、口座番号、名義人氏名、金額であり、従来と変更はない。

対象者及び件数についても従来と変更はなく、園児、小学生、中学生、保護者が対象である。対象者総数は、龍華幼稚園、龍華小学校、永畑小学校、龍華中学校で、約2,100人である。

学校納付金徴収・送金事務は、ほぼ全ての在籍幼児・児童・生徒に係る例月処理であり、現在もFD処理とする事で、基本作業は金額の確認処理のみとなり、事務の正確性・効率性・迅速性を図っている。

処理形態としては、個人情報処理用コンピュータによる単独処理であり、従来と変更はない。利用開始時期としては、平成22年8月1日からの使用を予定している。

セキュリティ対策としては、「八尾市立学校園における情報機器管理運営要綱」に基づき、FDの管理については、保管庫に施錠して保管する。FDの受け渡しについては、別途、契約書(案)を取り交わし、個人情報の保護に努めるので、従来と変更はない。

#### 「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 実施機関からの補足説明

- ・ソフトの変更による完成品(FD)の内容には、全く変更がない。

ウ 委員の質問・意見

- ・例えば、一太郎がワードになるようなものか。

- ・今までも処理をしていたもので、内容も処理の仕方変わらず、オンラインでつなぐということでもないのか。

エ 実施機関の説明

- ・そのとおりである。

## 「結論」

報告事項3について、審議会への報告は終了。

## 報告事項4 (仮称)八尾市生涯学習スポーツ振興計画市民意識調査について

### 「事務・事業の内容」

この案件は、生涯学習スポーツ課所管の「(仮称)八尾市生涯学習スポーツ振興計画市民意識調査」についての報告で、条例第8条第1項の表4類型5に該当する報告である。

平成18年4月よりスタートした「八尾市第2次生涯学習振興計画」は平成22年度で計画期間が満了となるため、次期生涯学習スポーツ振興計画の策定が必要となり、市民ニーズにあった計画策定につなげるために市民意識調査を行うものである。

個人情報の利用項目としては、氏名、住所、性別、生年月日で、対象者及び件数としては、市内在住の20才以上の男女3000件(男女各1500件)で、内、外国人80件(男女各40件)である。

電子計算機に記録されている住民基本台帳及び外国人登録台帳を電子計算機処理することにより、正確かつ迅速に対象者の抽出を行い、本調査業務の効率的な実施を図る。

処理形態は、ホストコンピュータによるバッチ処理で、利用時期は、平成22年6月下旬である。

セキュリティ対策としては、出力された帳票の管理については万全を期し、施錠できる保管庫に保管する。宛名シールは作成後直ちに貼り郵送し、個人情報の保護に関しては細心の注意を払う。また、出力帳票は利用後切断して廃棄する。封入封緘等にかかる委託に際しては、別紙「業務委託契約書」、「委託業務仕様書」により個人情報の保護に努める。

### 「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 実施機関からの補足説明

- ・6月25日に宛名ラベルの出力処理を行い、職員立会いの上、ただちに発送している。

ウ 委員の質問・意見

- ・対象者はアットランダムに選ぶのか。

エ 実施機関の説明

- ・対象者はアットランダムに選んだ。

## 「結論」

報告事項4について、審議会への報告は終了。